

京都市上下水道局告示第79号

令和5年4月1日付で、公印の名称及び用途を次のように変更します。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

旧		新	
名称	用途	名称	用途
北部配水管理課専用管理者公印	北部配水管理課所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	配水管理課専用管理者公印	配水管理課（北部担当）所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
南部配水管理課専用管理者公印	南部配水管理課所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	配水管理課専用管理者公印	配水管理課（南部担当）所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
北部給水工事課専用管理者公印	北部給水工事課所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	給水工事課専用管理者公印	給水工事課（北部担当）所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務
南部給水工事課専用管理者公印	南部給水工事課所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務	給水工事課専用管理者公印	給水工事課（南部担当）所掌に属する領収書及び納入通知書の発行に係る事務

（上下水道局総務部総務課）